

厚生省 號 欄 合 議 先 番 號 受 送 月 日

第 號 送 受 月 日
第 號 送 受 月 日

甲乙ノ種類

起 案 昭 和 十 年 十 月 二 日 局 課 付 受 第 月 日 號 日 月 日

判 決 月 日 合 校 行 施 月 日

大 臣

次 官

長 官

主 査 事務官

達 才 八 号

達 案

公 衆 保 健 局

醫 務 局

豫 防 局

引 揚 振 護 院

厚生省官制改正ノ際、現行衛生局並ニ

二五

めくれず

合議先番號受送日		
第	第	第
號送	號送	號送
月	月	月
日	日	日
<p>及医療局長 医療局勤務の職員で別に辞令を發せ 衛生局医務課勤務の者は医務局医務課に せら小ないときは、衛生局薬務課勤務の <small>其の保健所勤務の者は保健所の</small> 者は、<small>衛生局</small> 醫務局薬務課に、衛生局製薬課 <small>衛生局預防課勤務の者は衛生局預防課に</small> 勤務の者は醫務局製薬課に、衛生局防 疫課勤務の者は豫防局防疫課に、 醫務局病院課勤務の者は醫務局 病院課に、医療局療養課勤務の</p>		

者は醫務局療養課に又は、勤務を命
医療局長より勤務の者は衛生局医務局中から勤務に
 せら小たもの心得ること。

二引揚援護院官制改正の際、現に同院醫務局
 勤務の二級官吏で別に辞令を發せられ
 ときは同院検査局勤務を命
 せられた
 もの心得ること。

二十 月 日
 大 臣

その旨を官制に示す

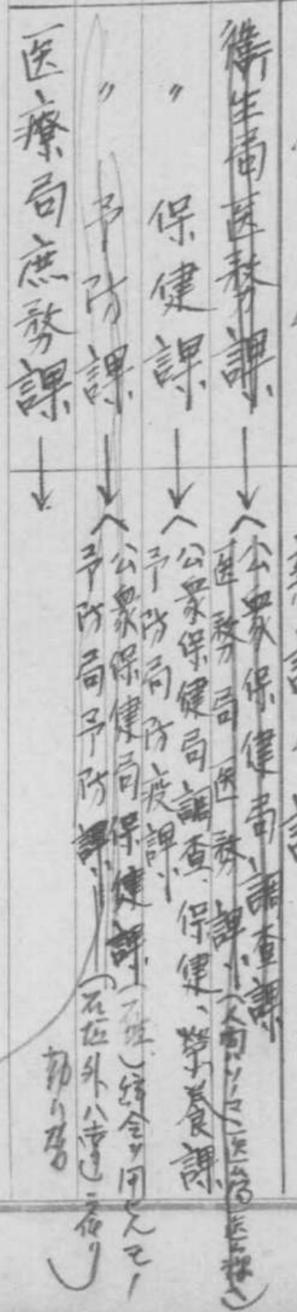
Handwritten notes in vertical columns, likely detailing organizational changes or administrative procedures.

参考

一、衛生局のニヨリ勤務監督局課(名)スルモノ

原 局

新設 局 課



二、衛生局のニヨリ 衛生局 衛生課



医務局療養課 ↓ 医務局療養課

2. 引揚後護院医務局 ↓ 同上 検査局

...

...

...

...

...

醫務局
豫防局
引揚援護院

一、厚生省官制改正の際現に衛生局並びに醫務局勤務の職員で別に辭令を發せられないときは、衛生局保健課勤務の者は公衆保健局に、衛生局醫務課勤務の者は醫務局醫務課に、衛生局製藥課勤務の者は、醫務局製藥課に、衛生局豫防課勤務の者は豫防局豫防課に、衛生局防疫課勤務の者は豫防局防疫課に、衛生局療養課勤務の者は醫務局療養課に各々勤務を命ぜられたものと心得ること。

二、引揚援護院官制改正の際現に同院醫務局勤務の二級官吏で別に辭令を發せられないときは檢疫局勤務を命ぜられたものと心得ること。

昭和二十一年十一月 九 日

厚生大臣 河 合 良 成

